

【施策番号88】犯罪被害者等に関する情報の保護

資料4-4

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保(基本法第15条関係)

(10) 犯罪被害者等に関する情報の保護

計画本文

カ 国土交通省において、引き続き、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知)や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知)に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。(88)

進捗状況

- 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者の保護のため、運輸支局等及び軽自動車検査協会に対し、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書の交付請求に係る事務処理について、加害者に被害者の住所等が容易に知られないようにするため、必要な事項を通知。
(登録事項等証明書、検査記録事項等証明書の交付請求における本人確認の厳格化や、加害者による交付請求があった場合の警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等への連絡等)。
- 当該通知に基づく手続について、業務担当者等へ周知を行うとともに、犯罪被害者等からの申請があった場合、各運輸支局等において、厳格な運用により情報の管理の徹底を図っている。
- 令和3年にストーカー規制法が改正(令和3年5月26日公布、同年8月26日施行)され、「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等」が新たにストーカー行為の規制対象となった。これを受け、関係通知についても、犯罪被害者等の対象として、「位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの」を追加した。
- 被害者からの当該通知に基づく取扱いの実施に係る申請件数(令和3年12月末時点)
 - ・運輸支局等:477件
 - ・軽自動車検査協会:294件